

各都道府県安全対策委員長
傷害見舞金担当者各位

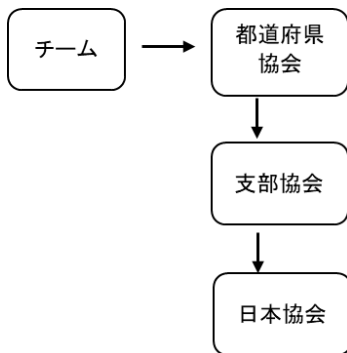
日本ラグビーフットボール協会
安全対策委員長 齋藤守弘

傷害見舞金請求について（依頼）

日頃より日本ラグビーフットボール協会の事業に格段のご理解ご協力を頂きありがとうございます。さて、表記事項につき各都道府県において様々な方法で支部協会への報告・手続きが行われております。日本協会としては、チームに一番近くチームの現状を把握している各都道府県協会が所属チームとの連携を深める意味においても連絡を密にすることが重要と考えております。今回、登録者傷害見舞金制度実施要項に基づき申請の流れについて下記に記載させていただきました。今一度ご確認いただき、ご理解ご協力お願いいたします。

記

申請の流れ（日本協会 HP より） 日本ラグビーフットボール協会登録者傷害見舞金制度実施要項（抜粋）
JRFU 傷害報告ガイドより 5(3)

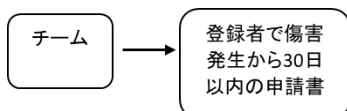


都道府県協会は「傷害報告書（見舞金請求書）」「傷害診断書」の内容を点検し、未登録者および傷害報告書の提出期限 30 日を経過したものを除き、協会受付印を押印の上、支部協会に送付する。支部協会審査委員会はその審査を行い、日本協会に報告する。

5(4)

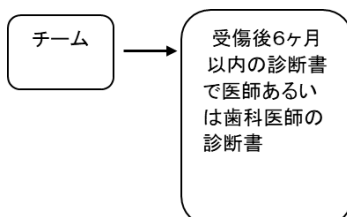
チーム及び都道府県協会は、必ず、「傷害報告書（見舞金請求書）」のコピーをとり保管する。

都道府県協会での流れ
傷害報告書（見舞金請求書）
（確認事項）



- NO→ ・ チームに「未登録者の申請で受け付けられない」通知
- ・ チームに「30 日以内でないので受け付けられない」通知
- ・ 膝の靭帯損傷については猶予あり（支部協会と協議）
- ・ 特段の事情があると判断の場合は支部協会と協議
- YES→ ・ チームから報告書が届き次第、原本を支部協会へ送付

傷害診断書（日本協会所定）



・ いずれの場合も報告書コピー保存

- NO→ ・ チームに「期限以内でないので受け付けられない」通知
- ・ チームに「規定の診断書でないので受け付けられない」通知
- YES→ ・ 日本協会所定の報告書と診断書を支部協会へ送付

以上